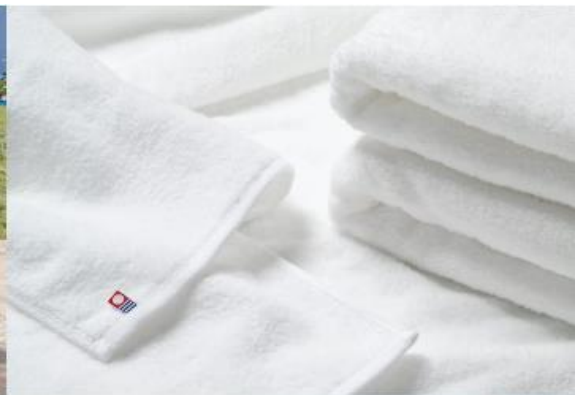




第二次今治市環境基本計画（改定版）

概要版

2024年3月 今治市



1. 計画の基本的事項

●計画の策定の背景と目的

持続可能な社会づくりを推進していくためには、私たち自身が地球温暖化などの地球規模での環境問題に対する理解を深めるとともに、日常生活や事業活動における環境負荷の少ないライフスタイル・ビジネススタイルを意識し、行動していく必要があります。

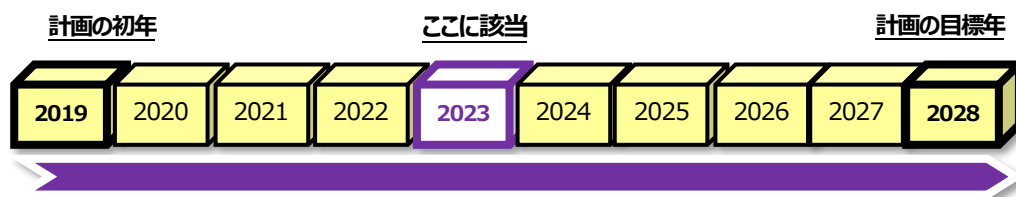
「第二次今治市環境基本計画（改定）」（以下、「第二次改定計画」といいます）は、今治市が目指す将来の環境像や、それを実現するための基本目標・施策を定め、市民、事業者、各種団体、行政などの協働により、環境に配慮したまちづくりを推進していくことを目的とします。

●計画の位置付け

本計画は、「環境基本法」に基づき、国の施策に準じるものとして策定された現行計画（第二次今治市環境基本計画）を改定（見直し）するものです。上位計画となる国・愛媛県の環境基本計画の内容を踏まえ、「今治市環境基本条例第8条」の規定に基づいて策定する地域版の環境基本計画であり、上位計画である「第2次今治市総合計画」を環境面から総合的・計画的に推進するためのものです。今治市は今後、「第二次計画」を指針として、環境に配慮したまちづくりを推進していきます。

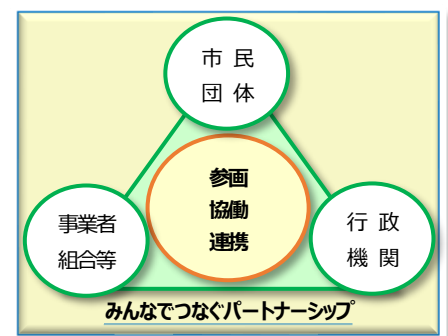
●計画の期間

期間は、「第2次今治市総合計画」に準じて10年間とします。本年度は、今治市を取り巻く社会状況の変化に対応するための中間見直し時期に該当します。



●計画の推進主体

市民、事業者、各種団体、行政等がそれぞれの立場と役割をしっかりと認識した上で、主体的に行動に移していくとともに、広域的な連携によって一体となり、更なる今治市内における環境の向上のために取り組んでいくことが求められます。



●計画で対象とする範囲

対象とする環境要素は、「脱炭素」、「資源循環」、「安全・安心」、「自然共生」等の各分野及び「教育・学習・活動」の

対象とする環境の要素

- ◆脱炭素…地球温暖化、気候変動、エネルギー など
- ◆資源循環…廃棄物、水循環 など
- ◆安全・安心…大気、水質、騒音・振動、土壌、悪臭、化学物質、まちの景観、公園、歴史・文化財、防災 など
- ◆自然共生…生物多様性、水辺環境、森林 など
- ◆教育・学習・活動…環境教育・環境学習・環境保全活動 など

横断的な分野に区分されます。

2. 今治市を取り巻く昨今の社会に関する動向

●世界の動向

1. グラスゴー気候合意<<2021年10~11月>>

英国グラスゴーで開催された「第26回締約国会議(COP26)」では、気温上昇を「1.5℃」に抑えるために、世界のCO2排出量を「2030年に2010年比45%削減」、「2050年頃までに実質ゼロ」にすることを明記した「グラスゴー気候合意」が採択されました。大気中の温室効果ガス濃度は上昇が続いていると述べられており、気候変動問題の解決のためには、これまで以上に速やかで持続的な排出削減が必要です。

2. SDGs : 持続可能な開発目標<<Sustainable Development Goals>>

2015年9月の「国連持続可能な開発サミット」で、150を超える加盟国首脳が参加した成果文書として「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「MDGs：ミレニアム開発目標」を受け継ぐ17のゴールと169のターゲットからなる「SDGs：持続可能な開発目標」が設定されました。

環境政策の観点から「SDGs」のゴール間の関連性を見た場合、持続可能な経済社会活動の基盤としての役割を、環境が担っていると考えられます。



【「SDGs」の17のアイコンマーク 資料：国際連合広報センターHP】

●国の動向

1. 第五次環境基本計画<<2018年4月策定>>

- ◆「SDGs」を活用し、「環境・経済・社会」の統合的向上の具体化のため、「経済社会システム」、「ライフスタイル」、「技術」などの観点からイノベーションを創出する。
- ◆経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、「新たな成長」につなげる。
- ◆「地域循環共生圏」により、各地域が「自立・分散型の社会」を形成しつつ、地域資源を持続可能な形で最大限活用することで、「経済・社会活動」をも向上させる。
- ◆地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取り組みを推進し、より幅広い関係者間で連携を図る。



【「第五次環境基本計画」の目指すべき社会の姿】

資料：第五次環境基本計画の概要

2. 地球温暖化対策計画<<2021年10月策定>>

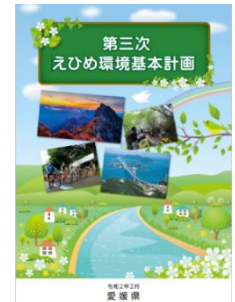
国民と事業者が取り組むべき事項及び国や地方公共団体の施策を踏まえた「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、日本が地球温暖化対策に関して目指す方向として、科学的な知見に基づき、国際的な協調の下で率先的に取り組むこととしています。同計画では、国内の温室効果ガス排出量の中期目標として「2030年度に2013年度比46%減、さらに50%の高みに向けて挑戦」、長期目標として「2050年度にカーボンニュートラルの実現」が設定されています。

●愛媛県の動向

1. 第三次えひめ環境基本計画<<2020年2月策定>>

「愛媛県環境基本条例」第10条に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として策定されました。目標年度は2024年度となっています。

『環境と経済の好循環による「愛(え)顔(がお)あふれる持続可能なえひめ』」を目指すべき将来像として掲げ、実現に向けた3つの基本目標と6つの基本方針及び35の施策を示しています。



【第三次えひめ環境基本計画】

2. 愛媛県地球温暖化防止実行計画<<改定版：2024年1月>>

「地球温暖化対策の推進に関する法律」及び「気候変動適応法」に基づき、地方公共団体実行計画(区域施策編・事務事業編)、地域気候変動適応計画を統合した「愛媛県地球温暖化対策実行計画【改訂版】」を策定しました。計画では、基本理念『環境・社会・経済の好循環による持続可能な脱炭素社会の実現』と6つの基本方針が掲げられています。

●今治市の動向

1. 第2次今治市総合計画<<2016年3月策定>>

今治市の最上位計画としてまちづくりの羅針盤となるものであり、「ずっと住み続けたい“こちいい(心地好い)”まち いまばり あの橋を渡って 世界へ 未来へ」を将来像として掲げ、実現に向けた7つの施策の大綱の内、「安全・安心で快適に暮らせるまちづくり」と「美しい地球を未来へつなぐまちづくり」の中で、主な環境施策の方向性が示されています。



【第2次今治市総合計画】

2. 今治市の環境に関する各種取り組み

今治市は、2023(令和5)年11月27日に、市内における二酸化炭素排出量を、2050年までに実質ゼロを目指すゼロカーボンシティ宣言を行いました。その他、環境に関する様々な取り組みを行っています。



バリアクリーン(今治市クリーンセンター)

森育の様子

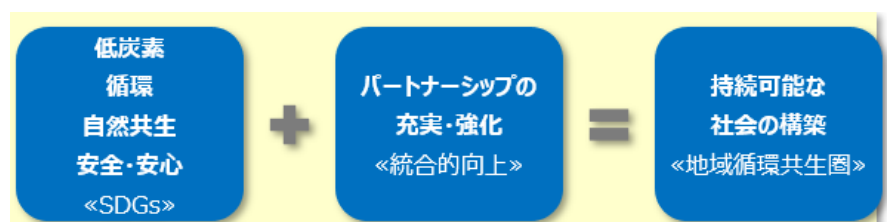
出前講座の様子



【ゼロカーボンシティ宣言書】

3. 今後の方向性について

今治市でも、地域が抱える環境に関する諸課題の解決が国際的な課題の解決にも結び付くことを強く認識し、「低炭素」、「循環」、「自然共生」「安全・安心」の各分野の個別的な対策に加え、地域全体で「持続可能な社会」を目指すため、「今治環境パートナーシップ会議」をはじめ、「今治市」、「市民」、「事業者」、「各種団体」、「他自治体」などの幅広い関係者間で、「パートナーシップの充実・強化」を図ることが求められます。



3. 今治市が目指す将来の環境像と基本目標

●今治市が目指す将来の環境像と基本目標

全ての人々が、潤いと安らぎを感じることのできる地球環境にやさしいまちを次の世代に引き継いでいくことは、今治市の未来にとって重要であることから、

「水と緑に包まれ みんなで環境を想い、保全と継承に取り組むまち 今治市」を将来の環境像として掲げます。

また、将来の環境像を実現するため、市民、事業者、各種団体などと連携の上、5つの基本目標の達成に向けた環境施策を推進するとともに、地域が抱える環境に関する諸課題の解決が国際的な課題の解決に結び付き、世界や国の様々な関連する取り組みと連携することにつながることを認識し、そのための手段として、「第二次改定計画」を積極的に活用します。



1. 脱炭素社会の形成

【関連する SDGs の主な目標】

～美しい地球を未来へつなくまちづくり～



多様な産業の振興を図ることで、今治市における社会経済活動を成長させつつ、経済活動と環境負荷の低減が両立した持続可能な都市の実現を図ります。

そのため、今治市全体の温室効果ガス排出量の削減に向け、行政を筆頭に市民、事業者への再生可能エネルギー設備の導入と省エネルギー機器の設置や「COOL CHOICE」、「デコ活」等をはじめとする省エネルギー行動の選択、再生可能エネルギーの導入など、積極的な様々な取り組みを促し、地球環境に配慮した優しい暮らしを営むまちを目指します。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の取り組みとして、今治市内における温室効果ガス排出量の削減目標を2030年度までに、2013年度比で46.0%削減することとします。

	基準年度 (2013) 実績	目標年度 (2030) 排出目標	削減率
温室効果ガス排出量 (千t-CO ₂)	4,409	2,376	-46%

2. 資源循環型社会の形成

【関連するSDGsの主な目標】

～限りある資源を大切にすまちづくり～

今治市、市民、事業者、団体などの多様な各種主体が協力の下、廃棄物の適正な排出や地域特性に配慮した収集を行い、等による資源循環を推進します。

更に、ごみの適正な分別の徹底及び市民や事業者への3R活動の啓発を継続して推進し、食品ロス等の削減、近年、世界的に大きな問題となっている海洋プラスチック(海ごみ)を削減に努めるとともに、「バリクリーン」の適正及び効率的な運用と、廃棄物の適正処理や不法投棄対策を図ることで、限りある資源を大切にすまちづくりに取り組んでいきます。



3. 安全・安心な社会の形成

【関連するSDGsの主な目標】

～安全・安心で快適に暮らせるまちづくり～

大気汚染や水質汚濁など、広域的な公害の改善に向けた監視等の対策を今後も更に強化するとともに、騒音防止や有害汚染物質の適正管理、空き家の有効活用に取り組むことで、市民の健全な暮らしを確保し、安全安心な生活を実感できるよう、身近な生活環境の保全に努めます。

更に、市民、事業者、各種団体等の環境保全活動に対する意識の高揚と取り組みに向けた連携を図り、波及させていくことで、地域における環境美化をより一層推進し、美しいまちづくりを進めます。



4. 自然共生社会の形成

【関連するSDGsの主な目標】

～水と緑に包まれた自然豊かなまちづくり～

「ナゴヤダルマガエル」、「ゲイヨサンショウウオ」等の希少野生動植物の保護、「カミツキガメ」等の特定外来生物や「イノシシ」等の有害鳥獣に関する対策など、生物多様性に関する各種取り組みの実施や自然とのふれあいの場を創出します。

また、森林の多面的機能の整備をはじめ、花や緑などの植物を適切に保全しつつ、生き物が生息する自然環境を創出することにより、今治市に関わる全ての人々が豊かな自然との共生を肌で感じることで、快適な自然共生社会を実現します。



5. 教育・学習・活動

【関連するSDGsの主な目標】

～みんなで環境を想い、行動すまちづくり～

今治市のホームページや「広報いまばり」、「SNS」等を活用した環境情報の発信とともに、学校などの場における出前講座やイベント内容の拡充を行い、市民、事業者、各種団体等の参加による協働を促し、ネットワーク化を図ることで、個人や地域単位での環境に関する自主的な活動を促進させていきます。

また、環境に関する活動への参加や意識啓発を図るため、年齢を超えた幅広い世代に対する環境学習を推進するとともに、「今治エコライフコンテスト」の継続開催による様々な環境啓発活動の流れを広めます。



4. 今治市の環境を次世代へつなぐための施策

● 施策の体系

「第二次改定計画」が目指す将来の環境像の実現及び5つの基本目標の達成に向け、以下の施策に基づき、環境に関する様々な取り組みを着実に推進していきます。

水と緑に包まれ
みんなで環境を想い、
保全と継承に取り組みまち
今治市

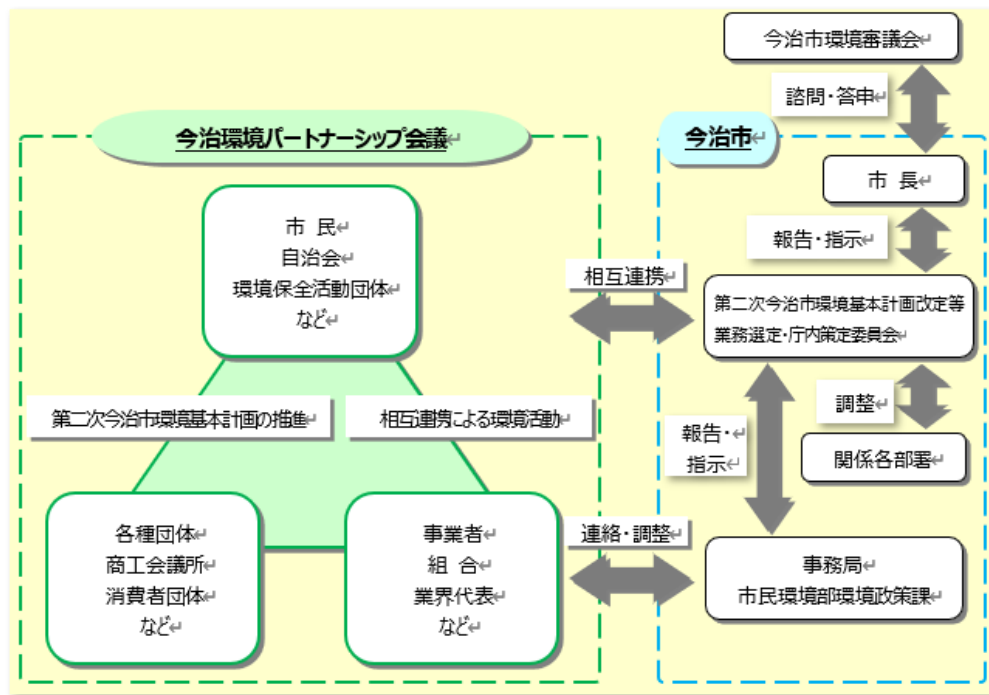
1. 脱炭素社会の形成～美しい地球を未来へつなぐまちづくり～		   
1-1 行政が率先して取り組む地球温暖化対策	▶ 「今治市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の推進	
1-2 家庭や事業所における省エネルギー化の推進	▶ 省エネルギー行動に向けた情報発信	
1-3 再生可能エネルギー設備の導入	▶ 公共施設等における再生可能エネルギー設備の導入、エネルギーの地産地消の推進	
1-4 地球環境に配慮したまちづくりの推進	▶ フロン類対策の推進、酸性雨に関する情報収集・発信、気候変動適応策の検討	
1-5 脱炭素な移動手段の推進	▶ 移動時の温室効果ガス排出量の削減、物流の低炭素化の推進	
2. 資源循環型社会の形成～限りある資源を大切にすまちづくり～		 
2-1 廃棄物の適正処理や減量化の推進	▶ 廃棄物の適正処理・減量化の推進、3Rの推進による資源循環の推進、安全・安心な食育の推進、地産地消や有機農業の推進、不法投棄防止対策の推進	
2-2 環境に配慮した暮らしの基盤づくり	▶ 廃棄物処理施設等の適正及び効率的な運用、上下水道・合併処理浄化槽の整備、生活排水に関する啓発	
3. 安全・安心な社会の形成～安全・安心で快適に暮らせるまちづくり～		  
3-1 良好な生活環境が確保されたまちづくりの推進	▶ 大気の時常監視の実施、水質の定期調査の実施と情報提供、有害化学物質汚染防止対策の推進、公害に関する現状把握と意識啓発	
3-2 安全・安心・快適に暮らしていける基盤づくり	▶ 住民主体の公園整備・維持管理と緑化意識の高揚、防災体制の整備、空き家の適切な管理や除却の促進、アスベスト被害防止対策の推進、海岸事業の推進	
3-3 美しいまちづくりの推進	▶ 良好な景観形成・保全と美化活動の促進、文化財や伝統文化の保存・活用・継承	
4. 自然共生社会の形成～水と緑に包まれた自然豊かなまちづくり～		 
4-1 豊かな自然を守り育て次世代に返す基盤づくり	▶ 森里川海のつながりを意識した自然環境の保全、森林の多面的機能の整備、環境保全型農業の推進、水と緑のネットワークの形成	
4-2 生物多様性の保全	▶ 有害鳥獣による被害防止対策の推進、希少野生動物植物の保護、特定外来生物対策の推進	
4-3 人と自然とのふれあいの確保	▶ 農林漁業との連携による交流事業の推進、自然環境保全活動の促進	
5. 教育・学習・活動～みんなで環境を想い、行動するまちづくり～		 
5-1 多様な場における環境学習・教育の推進	▶ 小中学校における環境学習・教育の推進、地域における環境学習・教育の推進	
5-2 多様な主体と連携した環境保全活動の促進	▶ パートナーシップによる環境保全活動の促進、環境保全活動を支える人材の育成・確保、広域的な連携の推進、「SDGs」に関する普及啓発活動の推進	

5. 計画の推進体制及び進行管理

●計画の推進体制

施策や、各種取り組みの実施にあたっては、地域の各主体の参画と連携が不可欠なため、「庁内策定委員会」を設置して庁内の合意形成等、関係各部署と調整を図るとともに、「今治環境パートナーシップ会議」で、地域間の連携と協働により、進捗状況を継続的にチェックし、より効果的な取り組みの検討を行います。

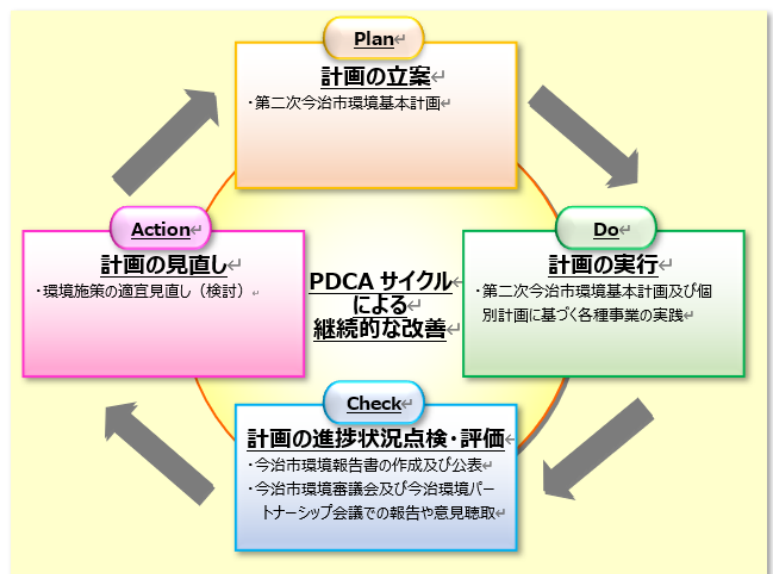
更に、各主体が環境に関する取り組みを進める上での問題となる課題等の情報交換や意識の共有を積極的に図ることで、環境保全活動における各主体間の連携を促します。



【計画の推進体制】

●計画の進行管理

「第二次計画」は、Plan（計画の立案）、Do（計画の実行）、Check（計画の進捗状況点検・評価）、Action（計画の見直し）の「PDCA サイクル」に基づき、これらの一連の流れを繰り返し行い、計画の進行状況の把握に努めて課題を解決していくことで、継続的な改善を図ります。



【計画の進行管理】